

平成29年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成29年7月27日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第15号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度
対象事業分）について

日程第4 議案第16号 瑞穂町スポーツ推進計画検討要綱

日程第5 議案第17号 平成30年度使用小学校教科用図書採択について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、村上委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第15号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度対象事業分）について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度対象事業分）について、教

育委員会において審議する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和53年教委規則第5号）第1条の規定に基づき本案を提出するものです。詳細については、教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。議案書を1枚、おめくりください。

平成29年度 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成28年度対象事業分）案になります。それでは、2枚おめくりください。1ページになります。I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、説明させていただきます。

1 目的ですが、2つございます。1つ目は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ること、2つ目は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することで、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ることです。

2 点検及び評価の対象ですが、今回は平成28年度の事務事業が対象となります。

3 点検及び評価の実施方法ですが、点検及び評価は、前年度の事務事業の進ちょく状況の総括と、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。①点検評価ですが、教育委員会事務局の各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検評価を行い、基準に基づき所定のシートへ記載し、部長及び課長級職員が、点検・評価の結果を踏まえ、課題の検討と今後の取り組みの方向性を示します。②教育に関する有識者の知見の活用ですが、点検評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。メンバーは、東京女子体育大学 教授 田中 洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店 支店長 柳澤一夫氏、元小学校長で学校現場に精通した倉田守人氏、以上3人の方をお願いしました。③教育委員会は、教育に関する有識者の方の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書

を作成します。

4 町議会への報告ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

5 公表ですが、町広報紙へ概要を掲載するなど、記載のとおりの方法で行います。

6 点検及び評価結果の活用ですが、点検及び評価の結果は、教育目標や基本方針等の策定、施策及び事業等の改善・充実に活用します。それでは1ページおめくりください。

2ページになります。

「点検・評価」の表になりますが、ランクのAからDまでの内容、得点とも記載のとおり昨年度と同様です。

次に「今後の方向性」についてですが、拡大から、一番下の完了・終了の7つに区分しますが、この区分も昨年度と同様です。6ページをお開きください。

平成28年度、教育委員会が所管した事務事業の点検及び評価結果の一覧です。概要を説明させていただきます。一番上の表、「方針別事業数」をご覧ください。表の左側が平成28年度事業の点検評価事業、右側が平成27年度事業の点検評価事業となっていますが、それぞれの事業は、方針1から方針4の4つに区分されています。合計欄をご覧ください。平成28年度評価の対象事業数の合計は93事業です。この93事業は、平成27年度の124事業に比べると31事業減少しましたが、要因は、事業内容を精査した上で、関連事業の統合及び整理を行った結果でございます。表の中の「評価別事業数」をご覧ください。評価基準のAランクである「目標を上回って達成できた事業」が7事業、Bランクである「目標をほぼ達成できた事業」が85事業、Cランクの「目標を十分に達成することができなかった事業」が1事業、Dランクの「目標を達成できなかった事業」は、ございませんでした。今ご覧の表の下にある、いくつかの表、「施策別評価点数」、「課別事業数」、「方針・課別評価点数」は、記載のとおりです。

7ページをご覧ください。事務事業の点検・評価シートの見方についての説明です。8ページから68ページ

になります。基本方針ごとの施策別点検・評価の個別シートとなっています。

69ページをお開きください。69ページから72ページまでは、基本方針ごとの委員の皆様の意見を記載しています。74ページをご覧ください。委員の皆様の意見のまとめとして「町は行政改革に取り組み、厳しい社会情勢の中でも比較的健全な財政状況を維持しているが、今後の見通しは他の市町村と同様に大変厳しい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育を取り巻く状況が大きく変化しているが、瑞穂町教育委員会においても更に事務事業を精査し、効率的かつ効果的な施策を展開し、町行政部局と共に、より良いまちづくりを進めていただきたい」とまとめられています。教育委員会では、このご意見を踏まえた上で、引き続き効率的・効果的な教育行政を推進して参ります。75ページ以降は、平成28年度の瑞穂町教育委員会の活動状況等になります。説明は以上でございます。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員

6ページの部分で、評価のA B C Dについてですが、相対評価ではなく絶対評価と認識します。それであれば、郷土資料館の入場者数が年間で倍増しているのもかわらず、B評価になっています。委員の意見の中にもA評価でも良いのではないかとの意見もあります。なぜB評価にとどめA評価にしなかったのかを知りたいと思います。

図書館長

会議の中でも同様の意見がありました。この事業は、指定管理者との協働で行っているものであり、当初作成時にB評価とさせていただきました。有識者からも入場者数が倍増していることは特出すべきこととの意見もありまして、現時点ではA評価に修正しています。

村上委員

C評価の「給食の安全とアレルギー対策」について、東京都ではアレルギー対応マニュアルをだしていることですが、町では間に合わなかったということで今年度中にだせるのかどうか確認したい。

教育課長

町のマニュアルはある程度できているのですが、冊子作成までには至らなかったということです。部分的には各校へ配布をしています。今年度秋までには冊子を作成し配布を行います。

教育部長 現状として、各校ごとにマニュアルはございます。全く対応をしていないということではございません。ここで書かれている内容は、町として統一的なマニュアル作成はできていないものになっています。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第15号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第4、議案第16号、瑞穂町スポーツ推進計画検討要綱について、を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 第2次瑞穂町スポーツ推進計画を策定するために瑞穂町スポーツ推進計画検討会を設置する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、社会教育課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

社会教育課長 議案書を1枚おめくりください。

平成19年に策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画が平成29年度に計画期間満了を迎えることから、今年新たに瑞穂町スポーツ推進計画を策定いたします。この新たな計画を策定するにあたり、検討会を設置する必要があることから、今回要綱を全部改正するものです。第1条では、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、瑞穂町スポーツ推進計画を策定するため、検討会を設置することを定めるものです。第2条では、検討会の所掌事項を定めるものです。第3条では、検討会の構成員を14名以内とし、各団体から選出していただくことを定めるものです。

第4条では、構成員の任期を定めるものです。裏面をご覧ください。第5条では、座長及び副座長の選出等に

ついて定めるものです。第6条では、座長が会議を招集することを定めています。第7条では、部会について定めています。第8条では、謝礼について定めるものです。第9条では、社会教育課が庶務を行うことを定めています。第10条では、委任について定めるものです。次に、附則ですが、次のページをご覧ください。

第1項では施行期日を第2項では準備行為を定めたものです。

以上、説明とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 第3条の検討会の構成員中、町職員とありますが、どういった方を想定していますか。

社会教育課長 裏面の第7条で、部会の構成員を選任していますが、部会を所管する部長職を予定しています。企画部長、住民部長、福祉部長、教育部長の4名です。

滝澤委員長 ほかに質問もないようですので、終結いたします。

これより議案第16号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第5、議案第17号、平成30年度使用小学校教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の規定に基づき平成30年度使用小学校教科用図書を採択する必要がるため、本案を提出するものです。詳細については、指導課長に説明させます。

指導課長

平成30年度使用小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

本年度の採択、小学校「特別の教科 道徳」教科用図書につきましては、検定本の中から選定を行うこととなっております。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

従いまして、今回の平成30年度使用小学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育長、教育委員長、教育長職務代理の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会を設置いたしました。

4月25日に、第1回採択協議会を檜原村役場3階会議室にて開催いたしました。

ここでは、採択要綱及び採択要綱に関する細目の審議及び決定をしたところでございます。

その後、5月2日に、第1回調査委員会を檜原村役場3階会議室にて開催し、調査委員への委嘱並びに任務について確認し、各種目の調査を専門部会長へ依頼いたしました。

本調査委員会を受けまして、専門部会において、調査・研究を3回専門部会長等の学校で実施し、報告書を作成しました。その後、7月12日に、第2回調査委員会を開催し、専門部会長からの報告とともに検討を行い、調査研究報告書を作成いたしました。

7月19日に開催いたしました、第2回採択協議会におきまして、調査委員長からこれまでの調査・研究の経過報告、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議を経まして、投票により発行者を選定いたしました。

採択協議会で選定された教科用図書は、別紙のとおりでございます。

西多摩郡の場合は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。

このことを考慮していただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会を経て提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」と「西多摩地区教科用図書採択協議会の選定理由書」を併せてお配りをいたしました。

それでは、選定理由書等に基づき、採択協議会で選定されました理由をご説明させていただきます。

教科は「特別の教科 道徳」です。

東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8者の教科書を調査し、「日本文教出版」を選定しました。

選定の理由ですが、内容については、いじめ防止に関する内容の教材が全学年で配置され、各学年で、読み物教材とコラムを二つから五つ組み合わせたユニット形式を取り入れていること。また、分冊の「道徳のノート」に自分の考えなどを書き込むことができること。

構成・分量については、巻末に「付録」として、教材が第1学年から第4学年までは3点、第5学年と第6学年は4点収録されている。また、分冊の巻末には、保護者がコメントを記載する欄があること。また、各学年で、教材の数が35以上あること。

表記・表現については、文字の大きさはやや小さめであるが、習っていない漢字、読みづらい漢字には繰り返し振り仮名が振られていること。

使用上の便宜については、各教材及び分冊に、教材の内容に関する発問と、「心のベンチ」のページで、情報モラルや環境問題について考え、自分自身について振り返るための視点の紹介を行っていること。などの理由から選定されました。

それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

滝澤委員長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございますでしょうか。

各教科書の内容はだいたい一緒のように感じます。違いはなにかと見比べてみると、構成や分量といったところの視点ごとの分量の割合が教科書によって異なっています。この採択された教科書については、主として、命に自然、崇高なものとの関わりに関するものが14.4%と、いくつかの教科書に比べると低くなっている。命に関しては大切な事柄でもあり、十分時間を割いて学んでいただきたい思いです。なぜ、この教科書が採択となったのかももう少し説明をお願いします。

指導課長

今ご指摘のあった命等に関する項目について、ほかと比較し数として少ない部分はあると思いますが、規定で決められている全体量としては十分に確保しています。命のこととほかのことを総合的に考えた上で、子どもたちが学びやすい、また教員が指導しやすいところもあります。

村上委員

主として、集団や社会との関わりに関するものが一番高い割合を示した、この教科書を採択したということは、「みずほ学」などを通して、瑞穂町のこどもたちが社会の中でどのように育っていくか、ということ学ぶ道徳の教育の中でも、そういったことを意識して、この教科書を選んだのかなと思いました。

関谷委員

特別の教科「道徳」に限らず、どの教科書も良くできていると思います。今見た中では、それほど遜色ないものばかりです。この教科書が選ばれたにしろ、そう差異はないと感じます。

重視すべきところは、道徳の授業がどう展開されるかであり、そのところを今後みていく必要があると思

います。余談ですが、80歳を超えた人たちで「学び直しの会」というのがあります。中学校や高校時代の教科書を持ち寄り、もう一回勉強しようとしている会です。そうしますと、教科書はこんなに良く出来ているのかと思うそうです。教科書は丹念に作られているので、年間通してきっちり使えば、良いものができるのではないかなと思います。

鳥海教育長

私は委員長とともに採択委員を務めていました。採択されるときの説明や質問ですけれども、主なものでは、先ほど村上委員が申されました、内容に比率については、基準の範囲内であり、教科書会社によって差異があります。そこでの質問で多くあったのは、その教科書を使って子どもたちにいかにしっかりと学習させることができるか、との視点でした。

言葉として、質問をしたり説明をしたりする、ユニット形式ということと合冊と分冊のメリットなどなどの意見が多くありました。この意見も授業するにあたり、指導のしやすさを踏まえたものでした。

私も事前にすべてに目を通しましたが、自然や大きな災害の項目など、全教科書にバランスよく網羅されている印象があります。

滝澤委員長

私も委員として参加し、こんな意見を述べさせていただきました。関谷委員や教育長からも話がありましたように、やはり教科としての道徳となりますと、教科書をしっかりと使って授業をすることが重要になります。2分冊され、教科書とノートがあると、先生がノートを確認するだけで、子どもたちの理解度を、ある程度把握できることになります。親がみてもわかりますし、学習効果があがるのでないかとの意見を述べました。

滝澤委員長

ほかに質問もないようですので、終結いたします。

これより議案第17号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成29年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時38分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員